





者を募集します【中部運輸局発】

(配信日：H31. 1. 25)

中部運輸局岐阜運輸支局では、自動車運送事業者における健康管理対策の推進を図るため、下記のとおり「自動車運送事業者健康管理支援セミナー」を開催することとしており、2月25日（月）まで聴講者を募集しています。

当セミナーは、健康経営の重要性について理解を深めていただくとともに、健康経営の取組を広く紹介することなどを目的としております。

この機会に是非ご参加下さい。

## 記

1. 日 時：平成31年3月6日（水）  
13:00～16:00（受付12:30～）
2. 場 所：飛騨・世界生活文化センター（ウェルカムプラザ ミニシアター）  
岐阜県高山市千鳥町900-1
3. 定 員：100名（参加無料、事前申込制。定員になり次第、締め切らせていただきます。）

※詳しくは、中部運輸局岐阜運輸支局のホームページをご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gifu/>

※参加申込書

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gifu/top/kenkou-seminar.pdf>

---

(3) 事業用大型自動車の車輪脱落事故防止の徹底について【中部運輸局発】

(配信日：H31. 1. 25)

中部運輸局では、今年度における中部管内の事業用大型自動車の車輪脱落事故件数が前年度の件数を上回って発生していることや、平成14年度から平成28年度までの全国統計によると、2月に最も多く発生していることから、これらを踏まえて、同種の事故を未然に防止するため、冬用タイヤに交換後、50～100km走行後においてホイールナットを増し締めすることや、運行前において点検ハンマなどを用いた日常点検を確実に実施することなど、運送事業者等関係者の皆様に対して事業用大型自動車の点検・整備の確実な実施及び適切な保守管理を改めて徹底していただくよう、1月21日（月）付けで通達を発出し、注意を呼びかけました。

詳しくは、中部運輸局のホームページをご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

---

#### (4) バス及びタクシーへの刃物類の持込みを禁止します

(配信日：H31.1.18)

昨年6月に新幹線車内で発生した刃物による殺傷事件等を受けて、バス及びタクシーの車内の安全をより一層確保するため、適切に梱包されていない刃物類のバス及びタクシーへの持込みを禁止します。

##### 1. 改正の概要

道路運送法においては、「乗合バス」を利用する旅客に対し、他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品等の車内への持込みを禁止していますが、今般、車内への持込み禁止物品について規定している旅客自動車運送事業運輸規則を改正し、適切に梱包されていない刃物を持込みが禁止される物品に新たに追加します。また、「貸切バス」及び「タクシー」については、道路運送法に基づく標準運送約款において、旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みが禁止される物品を旅客が携帯している場合に事業者が運送の引受け等を拒絶できる旨を規定しており、今般の規則改正により、適切に梱包されていない刃物の車内への持込みはできなくなりました。

##### 2. スケジュール

公布：平成31年1月18日（金）

施行：平成31年4月1日（月）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000367.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000367.html)

---

#### (5) タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の導入の周知について

(配信日：H30.12.28)

平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設されました。

今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあります。

つきましては、自動車運送事業者の皆様におかれましては、下記の事項について留意いただくようお願いします。



改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

